

# 固定資産（土地・家屋）縦覧申請書

米沢市長あて

年 月 日

縦覧者①	住所				
	氏名				
	納税者との関係 (該当するものに☑印をつけてください)	<input type="checkbox"/> 本人 <input type="checkbox"/> 相続人代表者 <input type="checkbox"/> 相続人 <input type="checkbox"/> 納税管理人 <input type="checkbox"/> 納税者と同一世帯の方 <input type="checkbox"/> 委任を受けた代理人（承諾書又は委任状が必要）			
納税者 (縦覧者と納税者が異なる場合に記載)	住所				
	氏名				
縦覧を要するもの (該当するものに☑印をつけてください)	<input type="checkbox"/> 土地価格等縦覧帳簿 <input type="checkbox"/> 家屋価格等縦覧帳簿				
縦覧したい土地・家屋の所在地番②	大字（町・丁目）	字	地番	家屋番号	土地家屋の別
					土地家屋
受付	委任状	証明	備考		

## 縦覧制度の趣旨について

米沢市内に固定資産（土地・家屋）を所有している納税者が、市内の他の固定資産の価格を比較することにより、自己が所有する固定資産の価格が適正かどうか確認するための制度です。よって、価格の比較以外の目的（興味本位・業務目的・売買目的など）で縦覧することはできません。

窓口に来られた方の本人確認手続		他申請書 で確認済
1枚書類 (顔写真付)	<input type="checkbox"/> マイナンバー(個人番号)カード <input type="checkbox"/> 運転免許証 <input type="checkbox"/> 旅券(パスポート) <input type="checkbox"/> 住基カード <input type="checkbox"/> 身分証明証(国又は地方公共団体が発行したもの) <input type="checkbox"/> 学生証 <input type="checkbox"/> 身体障がい者手帳 <input type="checkbox"/> 療育手帳 <input type="checkbox"/> 精神障がい者保健福祉手帳 <input type="checkbox"/> 在留カード <input type="checkbox"/> 運転経歴証明書 <input type="checkbox"/> その他( )	
※ 2枚書類	A <input type="checkbox"/> 国民健康保険などの被保険者証(保険証) <input type="checkbox"/> 国民年金などの年金証書 <input type="checkbox"/> 国民年金手帳 <input type="checkbox"/> 医療受給者証 <input type="checkbox"/> その他( )	
A+A又 はA+B	B <input type="checkbox"/> 学生証(顔写真無し) <input type="checkbox"/> 身分証明証(法人発行) <input type="checkbox"/> 預金通帳 <input type="checkbox"/> 診察券 <input type="checkbox"/> クレジットカード <input type="checkbox"/> 公共料金領収書 <input type="checkbox"/> その他( )	
※	<b>窓口に来られた方の電話番号(電話 - )</b> <b>確認事項(2項目以上ご記入ください。)</b>	
1枚	・自分の生年月日 <u>明・大・昭・平</u> 年 <u> </u> 月 <u> </u> 日 (済・未)	
何も 無	・自分の本籍地 <u> </u> (済・未)	
	・家族の氏名 <u> </u> (続柄 <u> </u> ) (済・未)	
	・家族の生年月日 <u>明・大・昭・平</u> 年 <u> </u> 月 <u> </u> 日 (済・未)	
	・ <u> </u> (済・未)	
	<input type="checkbox"/> 住基ネット確認(住民票関係のみ) (済・未)	
	<input type="checkbox"/> 面 識(職員名 <u> </u> )	

職員確認事項

- 土地の縦覧申請の場合：米沢市に土地を所有している（家屋のみを所有している場合は縦覧できない）。
- 家屋の縦覧申請の場合：米沢市に家屋を所有している（土地のみを所有している場合は縦覧できない）。
- 縦覧申請があった土地又は家屋は、非課税ではない。
- 下記の表で○に該当している。

※①②の納税者は、一部非課税物件があったとしても、納税者（単独・共有）毎に免税点以上・未満の判断をする（免税点：土地は30万円・家屋20万円）。

縦覧者①	縦覧したい土地・家屋の所在地番② の納税者		
		免税点以上※	免税点未満※
	免税点以上※	○	×
免税点未満※	×	×	